

令和5年11月17日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

協和機工株式会社

期間: 令和5年11月17日から令和5年12月16日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

協和機工株式会社の広島営業所長が、贈賄の疑いで岡山県警に逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号口(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号口(贈賄)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ 宅和 ゆうじ 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち 野口 みちひさ 道久 (内線 6313)

令和5年11月17日
近畿地方整備局

協和機工株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

協和機工株式会社の広島営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関わる令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日、贈賄の疑いで岡山県警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

協和機工株式会社の広島営業所長が贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号ロ(賄賂)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号ロ(賄賂)に該当するため。従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：協和機工株式会社
東京都足立区千住宮元町1番12号
代表取締役 高木 章宏

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年11月17日から令和5年12月16日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等
ロ 一般役員等